

奈良県告示第三百六号

調理師法（昭和三十三年法律第四百十七号）第五条の二第二項の規定により、指定届出受理機関を次のとおり指定した。

平成二十六年十二月二日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定届出受理機関の名称及び主たる事務所の所在地

名称 一般社団法人奈良県調理師連合会

所在地 奈良市紀寺町六六二番地

二 行うことができる届出受理事務の範囲

1 届出用紙の配布及び受理

2 届出対象者に対する周知のための広報

3 届出件数を記載した帳簿の備付け及び保存

三 指定年月日

平成二十六年十一月二十五日